

横須賀水交會会則

(趣旨)

第1条 この会則は、財団法人水交會定款及び同支部運営規則等に基づき財団法人水交會横須賀支部の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 財団法人水交會横須賀支部を、横須賀水交會（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を横須賀市又は同市近郊に置く。

(目的)

第4条 本会は、旧海軍の勤務に関連して戦傷病者、戦没者遺族等となった者の援護及び戦没者等の慰霊顕彰並びに海上自衛隊殉職隊員の慰霊等海上自衛隊等に対する必要な協力を行うとともに、旧海軍の良き伝統精神を継承しつつ、会員相互の啓発、扶助及び親睦を図り、もって国の福祉と平和に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、主として次の活動を行う。

- (1) 旧海軍の史実、海洋問題の研究及び資料の収集整理並びにこれらに関連する研究会、講演等の開催
- (2) 海上自衛隊等の施策及び活動に対する協力支援
- (3) 地域社会活動に対する寄与並びに友好団体等との交流、親睦
- (4) 新聞、図書等の発行及びホームページの運営
- (5) 戦没者の遺族等に対する援護及び戦没者等の慰霊顕彰
- (6) 海上自衛隊殉職隊員の慰霊等
- (7) 会員相互の啓発、扶助及び親睦
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(会の構成)

第6条 本会は、横須賀水交會に所属する正会員（以下「会員」という）をもって構成する。

(役員)

第7条 本会に、役員として幹事50名程度を置く。

- 2 幹事のうち、1名を会長、若干名を副会長、1名を幹事長、2名を監査幹事、1名を事務局長及び若干名を常務幹事とする。

(役員を選任等)

第8条 幹事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 前条に示す諸役員は、幹事会において互選する。
- 3 会長は、財団法人水交会（以下「本部」という）理事会での承認を得て本部理事長から委嘱される。

(役員職務)

第9条 幹事は幹事会を組織する。

- 2 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、状況により、あらかじめ会長の定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 幹事長は、会長の命を受け会務を執行するとともに、幹事会を主宰について会長を補佐し、常務幹事会を主宰する。
- 5 監査幹事は、会計及び会務の執行状況を監査する。
- 6 事務局長は、事務処理全般を統括する。
- 7 常務幹事は、常務幹事会を組織し、幹事長を補佐し、分掌業務を処理する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠等により就任した役員任期は、前任者等の残任期とする。
- 3 役員は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、幹事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか要請により幹事会に出席する。

(総会)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動報告及び収支決算の承認
 - (2) 活動計画及び収支予算の承認
 - (3) 会則変更の承認
 - (4) 役員選任
 - (5) その他、本会の運営に関する重要事項の承認
- 2 総会は、年1回会長が招集することとし、議長は会長がこれにあたる。
 - 3 総会は、会員の1/10以上の出席により成立する。
 - 4 議事は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 総会に出席できない会員が、委任状に送付した場合、または書面をもって議案に対し賛否の意思表示をした場合は、出席したものとみなす。

(幹事会)

第13条 幹事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項及びその執行に関する事項
- (2) 総会の議決を要しない会務及びその執行に関する事項
- 2 幹事会は、四半期に1回を標準として会長が招集する。幹事会の議長は会長がこれにあたる。
- 3 幹事会は、幹事の1/2以上の出席により成立する。
- 4 幹事会は、出席会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務幹事会)

第14条 常務幹事会は、次の業務を分掌処理する。

- (1) 総務：総会及び幹事会の運営に関すること。
 - ：当年度活動報告及び次年度活動計画に関すること。(各四半期予定表の作成、配布を含む。)
 - ：海上自衛隊等の施策及び活動に対する協力支援に関すること。
 - ：戦没者の遺族等に対する援護に関すること。
 - ：地域社会活動に対する寄与並びに友好団体等との交流、親睦に関すること。
 - ：会員等の葬儀(関係者への連絡、参列者の指定、自衛艦旗の貸し出し、叙位叙勲手続きの支援等)に関すること。
 - ：その他必要事項に関すること。(懇親会の企画、実施を含む)
- (2) 企画：夏季防衛講座に関すること。
 - ：部隊研修に関すること。
 - ：合同賀詞交歓に関すること。
 - ：戦没者等及び海上自衛隊殉職隊員の慰霊等に関すること。
 - ：旧海軍の史実及び海洋問題の研究等に関すること。(研究会、講演会等の企画、実施を含む)
 - ：その他行事に関すること。
- (3) 親睦：同好会等の活動
 - ：その他会員相互の啓発、扶助及び親睦に関すること。
- (4) 会員：会員名簿の作成、維持に関すること。
 - ：会員の名札作成、宛名書き作業等への支援に関すること。
- (5) 会勢：海上自衛隊員及び民間人に対する水交会活動の啓蒙に関すること。
 - ：水交会入会への勧誘活動及び入会処理支援に関すること。
- (6) 広報：新聞発行及び新聞等への投稿作業に関すること。
 - ：水交ホームページの運営に関すること。
 - ：その他必要事項に関すること。
- (7) 会計：出納員としての本部配布金に管理に関すること。
 - ：本会の金銭出納に関すること。
 - ：当年度収支決算書及び次年度収支予算書の作成に関すること。

- 2 常務幹事会は、必要の都度会長の命により招集し、幹事長が主宰する。(概ね二ヶ月に1回を標準として開催する) なお、事務局長は、常務幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

第15条 本会の経費は、本部配布金及び賛助金の収入をもって支弁する。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 3 会計処理については、財団法人水交会会計規則の定めるところによる。

(報告)

第16条 会長は、本会の活動計画(案)及びこれに伴う財団法人水交会会計規則の定められた収支予算(案)を本部の年度会計予算の編成に先立ち、本部理事長に届ける。

- 2 会長は、活動報告書及び財団法人水交会会計規則の定められた収支決算書を、会計年度終了後速やかに本部理事長へ報告する。

(細則の制定)

第17条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

この会則は、平成21年9月28日から適用する。